令和2年4月30日 相模原市発表資料

「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」の実施及び相模原市 の取組について

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、 千葉市、さいたま市、相模原市)で構成する首都圏自転車安全利用 対策協議会が、自転車の安全利用を促進する実効性のある共同の取 組として、この度、自転車月間推進協議会が主唱する5月の「自転 車月間」期間中、標記のキャンペーンを実施します。

これを受けて相模原市でも別紙に基づいて実施しますので、お知らせします。

- 1 実施期間
 - 令和2年5月1日(金)~5月31日(日)
- 2 共通重点項目
 - 「自転車交通ルールの遵守とマナーの向上」
 - 「自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進」
- 3 概要
 - 別添のとおり

問い合わせ先 交通・地域安全課 電話 042-769-8229(直通)

「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」について

1 目的

自転車月間推進協議会が主唱して実施される「自転車月間」に合わせ、自転車の交通ルールの 遵守とマナーの向上について、広く市民に普及、浸透を図る取組を推進することにより、自転車 が関係する交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和2年5月1日(金)から5月31日(日)までの1か月間

3 スローガン

「自転車も のれば車の なかまいり」

4 共通重点項目

- 「自転車交通ルールの遵守とマナーの向上」
- 「自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進」

5 市等の役割

(1)市

- ア 具体的な取組計画を策定し、関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、自転車安全利用を推進する。
- イ 関係機関・団体等との連携による交通安全教育、街頭キャンペーン、街頭指導活動等の自 転車交通安全活動を展開・支援する。
- ウ 各種広報媒体による広報やキャンペーン等により、自転車の安全な利用に関する啓発・広 報活動を積極的に実施する。

(2)警察

- ア 自転車利用者に対する街頭指導活動を積極的に実施し、悪質違反者については積極的な検挙に努める。
- イ 各年齢層に応じた参加体験型の交通安全教育を積極的に実施する。
- ウ 関係機関・団体等へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域の実態に即した事故防止 活動を推進する。

(3)教育関係機関

- ア 交通安全教育の推進を図るとともに、特に、自転車の安全な利用に関する指導の充実に努める。
- イ 保護者に呼び掛け、家族で自転車の安全な利用について話し合うことを奨励する。

(4)関係機関・団体等

組織の特性に応じた自転車の安全な利用を促進する取組を実施する。

6 期間中の本市の主な取組

本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自転車マナーアップキャンペーンや交通安全教室の開催を中止しており、主として、広報紙などを活用した周知・啓発活動に取り組む。

(1)ホームページ、広報さがみはら(5月1日号)への掲載

市ホームページや広報さがみはら5月1日号にマナーアップの記事を掲載する。

(2)庁内放送、動画広告を活用した広報

庁内放送や動画広告により、市役所来庁者へ自転車マナーアップを呼び掛ける。

(3) 自転車マナーアップポスターの自転車駐車場での掲示

市内自転車駐車場において自転車マナーアップポスターを掲示し、周知を図る。